情報セキュリティポリシー

大子町議会

令和８年７月策定

はじめに

近年、地方議会においてもタブレット端末の活用やペーパーレス化など、議会活動のデジタル化が進展している。

一方で、情報漏えい、不正アクセスその他の情報セキュリティ上の脅威は増加しており、地方公共団体においても情報資産の適切な保護が求められている。

大子町議会においても、議会活動を支える情報資産を適切に保護するとともに、安全かつ効果的な議会運営を推進するため、本ポリシーを策定する。

大子町議会

目　次

第１章　総則

（目的）

第１条　本ポリシーは、大子町議会が保有する情報資産を適切に保護し、町民に信頼される議会運営の実現及び議会活動の継続性の確保を目的とする。

（背景）

第２条　タブレット端末の活用、ペーパーレス化、情報通信技術の進展及び大子町情報セキュリティポリシーの趣旨を踏まえ、議会における情報資産の適切な管理及び利用を図るため、本ポリシーを定める。

（定義）

第３条　用語の定義は別表第１による。

（適用範囲）

第４条　本ポリシーは議員及び議会事務局職員（以下「職員」という。）に適用する。

第２章　基本原則

（情報セキュリティの基本原則）

第５条　大子町議会は、情報資産の保護に当たり、機密性、完全性及び可用性を確保するものとする。

（責務）

第６条　議員及び職員は、本ポリシーを遵守し、情報資産の保護及び適正利用に努めるものとする。

第３章　管理体制

（議長の責務）

第７条　議長を情報セキュリティ管理の最高責任者とする。

（事務局長の責務）

第８条　事務局長は、情報セキュリティ管理の実務責任者として必要な運用管理を行うものとする。

第４章　情報資産の管理

（情報資産の保護）

第９条　議員及び職員は、情報資産をその重要性に応じて適切に管理しなければならない。

（個人情報及び未公開情報）

第10条　議員及び職員は、個人情報及び未公開情報を特に厳重に管理しなければならない。

（情報資産の利用）

第 11 条　議員及び職員は、情報資産を公務上必要な範囲を超えて利用してはならない。

（情報資産の廃棄）

第 12 条　議員及び職員は、不要となった情報資産を廃棄する場合は、情報漏えいが発生しないよう適切な措置を講じなければならない。

第５章　情報通信機器の利用

（情報通信機器の利用）

第 13 条　議員及び職員は、貸与されたタブレット端末その他の情報通信機器を適切に利用しなければならない。

（公私の区分）

第 14 条　議員及び職員は、議会活動に関する情報を適切に取り扱い、私的利用との混同を防止しなければならない。

（認証情報の管理）

第 15 条　議員及び職員は、ID 及びパスワードを適切に管理し、第三者へ開示又は共有してはならない。

（端末の管理）

第 16 条　議員及び職員は、利用する情報通信機器について必要な認証

措置及び更新を行うものとする。

第６章　クラウドサービスの利用

（利用の原則）

第 17 条　議員及び職員は、クラウドサービス等を利用する場合は、安全性及び利便性を勘案して利用するものとする。

（利用上の注意）

第 18 条　議員及び職員は、情報漏えい等のリスク低減に努めるものとする。

第７章　情報セキュリティ事故への対応

（事故発生時の対応）

第 19 条　議員及び職員は、情報セキュリティ事故を認知した場合は速やかに議長又は事務局長へ報告しなければならない。

（被害拡大防止）

第 20 条　事務局長は、必要に応じて被害拡大防止措置、原因調査及び再発防止措置を講ずるものとする。

第８章　教育及び訓練

（教育及び研修）

第 21 条　議長は、必要に応じて研修及び啓発を実施するものとする。

（訓練）

第 22 条　議長は、情報伝達訓練その他必要な訓練を実施するものとする。

（周知）

第 23 条　議長は、本ポリシーの内容について議員及び職員へ周知を図るものとする。

第９章　点検及び見直し

（自己点検）

第 24 条　議員及び職員は、必要に応じて情報資産の取扱状況について自己点検を行うものとする。

（評価）

第 25 条　議長及び事務局長は、本ポリシーの運用状況について評価を行うものとする。

（見直し）

第 26 条　議長は、社会情勢、技術動向及び法令改正等を踏まえ、本ポリシーの見直しを行うものとする。

別表第１　【用語の定義】

用語	内容
情報資産	情報、文書、電子データ及び情報通信機器
情報セキュリティ事故	情報漏えい、紛失、不正アクセス等
クラウドサービス等	インターネットを通じて利用する外部サービス
機密性	必要な人だけが利用できること
完全性	情報が正確であること
可用性	必要なときに利用できること

別表第２　【情報資産の例】

区分	例
個人情報	氏名、住所、電話番号等
未公開情報	議案資料、会議資料等
公開情報	議会だより、議決結果等
情報通信機器	タブレット端末、スマートフォン等

別表第３　【情報セキュリティ事故の例】

区分	例
紛失	タブレット端末の紛失
漏えい	メール誤送信、誤共有
不正アクセス	アカウントの不正利用
不審メール	フィッシングメール受信